

長泉町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年3月23日条例第4号）

最終改正:

改正内容:令和5年3月23日条例第4号 [令和5年4月1日]

○長泉町個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年3月23日条例第4号

長泉町個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第 507号。第6条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

（個人情報取扱事務登録簿）

第3条 町の機関は、個人情報取扱事務（継続的に又は反復して個人情報を取り扱う事務であつて、個人情報ファイルその他保有個人情報を含む情報の集合物を利用し又はこれを作成することとなるものをいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- （1）個人情報取扱事務の名称
- （2）個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- （3）個人情報取扱事務の目的
- （4）取り扱う個人情報の対象者の範囲及び人数
- （5）取り扱う個人情報の記録項目
- （6）取り扱う個人情報の取得先及び取得の方法
- （7）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 町の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 町の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。

4 町の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（開示請求の手続）

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第5条 町の機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「長泉町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年長泉町条例第4号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

（開示請求に係る手数料等）

第6条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

（訂正請求の手続）

第7条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第8条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（長泉町個人情報保護条例の廃止）

第2条 長泉町個人情報保護条例（平成16年長泉町条例第1号）は、廃止する。

（長泉町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の長泉町個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第5号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であつた者に係る旧条例第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行の際現に旧実施機関から委託を受けた旧条例第6条第1項に規定する個人情報取扱事務(以下「旧個人情報取扱事務」という。)に従事している者又はこの条例の施行前において旧個人情報取扱事務に従事していた者に係る旧条例第11条第3項の規定による当該旧個人情報取扱事務に関して知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第12条又は第14条から第16条の2までの規定による請求がされた場合における開示等(これに係る旧条例第22条に規定する手数料等を含む。)については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第28条第1項の規定により設置された長泉町個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者又はこの条例の施行前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第28条第5項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 旧条例の廃止による長泉町情報公開・個人情報保護審査会の廃止に伴い必要となる経過措置は、別に条例で定める。

(長泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 長泉町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年長泉町条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(長泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 長泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成25年長泉町条例第11号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

---